

## 5 雇用対策事業の取組状況等について

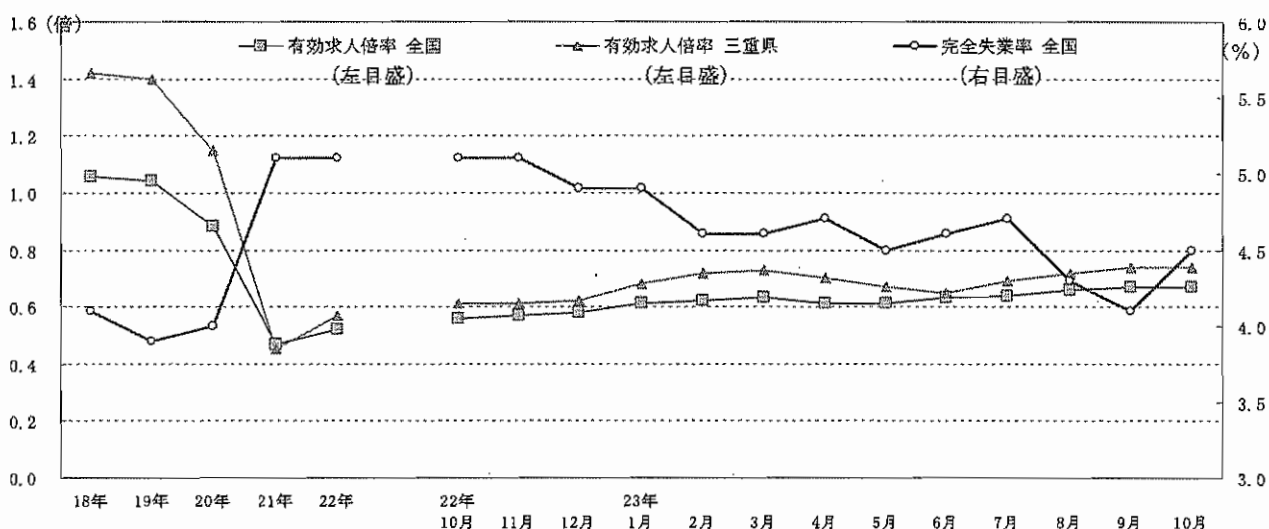
### I. 県内雇用情勢について

#### 1. 平成23年10月の有効求人倍率

三重労働局によると平成23年10月の有効求人倍率（季節調整値）は0.74倍となり、前月と同じ水準となっています。

県内の雇用失業情勢は、持ち直しの動きが広がりつつありますが、依然として厳しい状況にあります。

なお、新規求人数（原数値）は10,214人（前年同月比11.7%増）、有効求人数（原数値）は26,565人（前年同月比2.6%増）、新規求職申込件数（原数値）は7,837件（前年同月比5.7%減）、有効求職者数（原数値）は33,389人（前年同月比6.1%減）となっています。



(注) 有効求人倍率（季節調整値）は、平成23年1月分の公表時に、新季節指数により、平成22年以前の数値を改訂している。なお、季節調整値法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）を使用している。

#### <有効求人倍率・完全失業率、完全失業者数の推移>

		19年	20年	21年	22年	22年			23年									
						10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
有効求人倍率	全国	1.04	0.88	0.47	0.52	0.56	0.57	0.58	0.61	0.62	0.63	0.61	0.61	0.63	0.64	0.66	0.67	0.67
	三重	1.40	1.15	0.45	0.57	0.61	0.61	0.62	0.68	0.72	0.73	0.70	0.67	0.65	0.69	0.72	0.74	0.74
完全失業率	全国	3.9	4.0	5.1	5.1	5.1	5.1	4.9	4.9	4.6	4.6	4.7	4.5	4.6	4.7	4.3	4.1	4.5
	三重	2.5	2.9	4.3	4.1	3.6			3.8			3.7			3.6			
完全失業者数(万)	全国	257	265	336	334	334	318	299	310	302	304	309	293	293	292	276	275	288

- (注) 1. 完全失業率の年平均と完全失業者数は原数値  
 2. 三重県の完全失業率（年平均及び3ヶ月平均）は労働力調査の結果を集計したモデル推計値  
 3. 平成23年3月～8月分の全国の完全失業率、完全失業者数は、岩手県、宮城県及び福島県を除いた数値同様に平成23年1～3月、4～6月期の三重県の完全失業率も、当該3県を除いた結果を用いて推計された数値  
 4. 平成23年9月分以降の全国の完全失業率、完全失業者数は当該3県を含む数値。ただし、当該3県では東日本大震災の影響により、依然、沿岸部を中心に調査が再開されていない調査区が一部ある。  
 （全国の調査区数に占める割合は10月分では1%未満）

拠：三重労働局発表資料、総務省統計局「労働力調査」

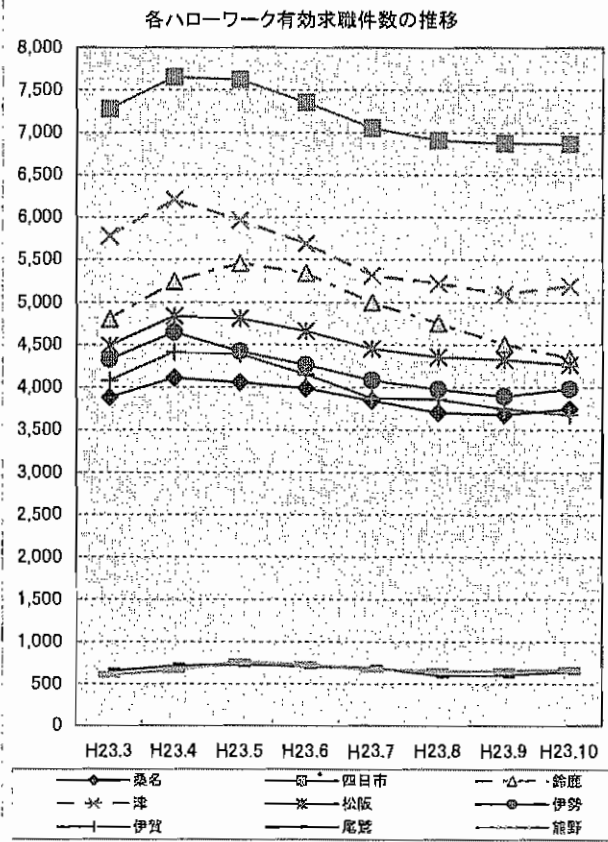
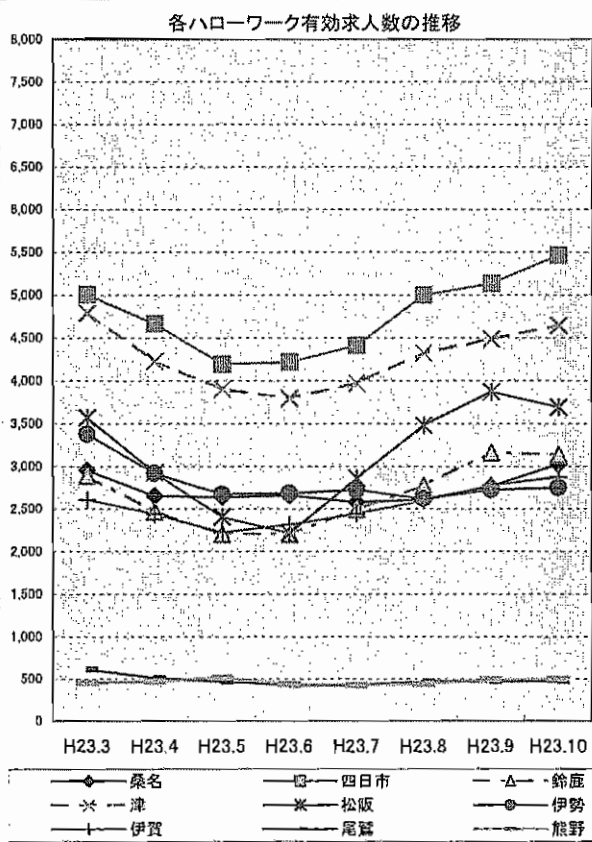
- ※1 全国の有効求人倍率は0.67倍で、前月と同水準となっています。  
 ※2 東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）の有効求人倍率は0.82倍で、前月と同水準となっています。（参考）。

## 2. ハローワーク別の雇用情勢(原数値)

ハローワーク別の有効求人倍率を見ると、伊勢が0.69倍と低くなっているのに対し、津が0.90倍、松阪0.87倍と比較的高くなっています。なお、尾鷲を除く全ての地区で前年同月に比べ上昇しています。

〈ハローワーク別有効求人等(学卒除きパートを含む全数。原数値)〉

		H22.10 (前年同月)	H23.3	H23.4	H23.5	H23.6	H23.7	H23.8	H23.9	H23.10
桑名	有効求人人数	2,578	2,956	2,653	2,638	2,661	2,579	2,612	2,766	3,026
	有効求職件数	3,825	3,884	4,110	4,056	3,988	3,845	3,704	3,677	3,747
	有効求人倍率	0.67	0.76	0.65	0.65	0.67	0.67	0.71	0.75	0.81
四日市	有効求人人数	4,332	5,008	4,667	4,192	4,215	4,411	5,002	5,137	5,464
	有効求職件数	7,435	7,278	7,651	7,621	7,353	7,054	6,908	6,875	6,867
	有効求人倍率	0.58	0.69	0.61	0.55	0.57	0.63	0.72	0.75	0.80
鈴鹿	有効求人人数	2,714	2,889	2,468	2,202	2,201	2,491	2,773	3,162	3,136
	有効求職件数	4,660	4,800	5,245	5,456	5,343	4,998	4,753	4,508	4,340
	有効求人倍率	0.58	0.60	0.47	0.40	0.41	0.50	0.58	0.70	0.72
津	有効求人人数	4,385	4,794	4,229	3,901	3,795	3,969	4,321	4,486	4,649
	有効求職件数	5,317	5,778	6,208	5,964	5,686	5,315	5,220	5,095	5,192
	有効求人倍率	0.82	0.83	0.68	0.65	0.67	0.75	0.83	0.88	0.90
松阪	有効求人人数	3,443	3,568	2,926	2,406	2,215	2,858	3,479	3,871	3,690
	有効求職件数	4,607	4,490	4,836	4,809	4,662	4,454	4,357	4,327	4,264
	有効求人倍率	0.75	0.79	0.61	0.50	0.48	0.64	0.80	0.89	0.87
伊勢	有効求人人数	2,873	3,379	2,919	2,672	2,684	2,726	2,619	2,726	2,749
	有効求職件数	4,260	4,325	4,646	4,420	4,264	4,082	3,979	3,893	3,981
	有効求人倍率	0.67	0.78	0.63	0.60	0.63	0.67	0.66	0.70	0.69
伊賀	有効求人人数	1,912	2,606	2,443	2,222	2,313	2,443	2,596	2,776	2,875
	有効求職件数	4,208	4,080	4,412	4,390	4,152	3,877	3,860	3,748	3,680
	有効求人倍率	0.45	0.64	0.55	0.51	0.56	0.63	0.67	0.74	0.78
尾鷲	有効求人人数	465	612	515	467	431	423	468	474	473
	有効求職件数	622	651	709	729	707	691	604	604	647
	有効求人倍率	0.75	0.94	0.73	0.64	0.61	0.61	0.77	0.78	0.73
熊野	有効求人人数	435	453	473	517	437	430	444	492	503
	有効求職件数	608	605	663	759	731	669	655	654	671
	有効求人倍率	0.72	0.75	0.71	0.68	0.60	0.64	0.68	0.75	0.75
全県	有効求人人数	23,137	26,265	23,293	21,217	20,952	22,330	24,314	25,890	26,565
	有効求職件数	35,542	35,891	38,480	38,204	36,886	34,985	34,040	33,381	33,389
	有効求人倍率	0.65	0.73	0.61	0.56	0.57	0.64	0.71	0.78	0.80



## II 雇用対策事業の取組

### 1. 雇用創出基金事業の取組状況等について

#### (1) 進捗状況

##### ① ふるさと雇用再生特別基金事業（基金総額43.8億円）

（取組状況）

平成21年度から22年度における22.4億円の事業により819人の雇用を創出しました。また、事業を実施するために新規に雇用した労働者を正規雇用した場合における事業主一時金（一人当たり30万円）として、25人分750万円を支給しました。

平成23年度においては、10月末時点で511人の雇用を創出しています。

##### ② 緊急雇用創出事業（基金総額169.4億円）

（取組状況）

平成21年度から22年度における88.2億円の事業により9,345人の雇用を創出しました。

事業別の内訳としては、いわゆるつなぎ雇用としての「緊急雇用事業」で7,383人、介護、医療、農林水産などの成長が期待される分野での雇用機会を提供する「重点分野雇用創出事業」で1,270人、雇用しながら地域のニーズに応じた人材育成を行う「地域人材育成事業」で692人となっています。

平成23年度においては、10月末時点で4,127人の雇用を創出しました。

事業別の内訳としては、「緊急雇用事業」で2,411人、「重点分野雇用創出事業」で1,095人、「地域人材育成事業」で620人、「震災対応事業」で1人となっています。

#### (2) 今後の取組

特に厳しい雇用環境にある若年者や障がい者、東日本大震災の被災者等の支援につながるよう、国の第三次補正予算による追加交付金25.1億円を有効に活用し、今後も引き続き関係機関と連携し、県と市町が一体となって雇用創出に取り組んでいきます。

## 雇用創出基金事業の取組状況等について

### (1) 雇用創出人数

(単位：人)

事業名	実施主体	21年度 実績人数	22年度 実績人数	計 A	23年度 計画人数 B	左のうち 23年10月末 雇用人数	24年度 計画人数 C	計画人数 合計 A+B+C
ふるさと 雇用再生 特別基金 事業	県	174	273 2	447	253	281 1		700
	市町等	137	235 17	372	216	230 10		588
	計	311	508 19	819	469	511 11		1,288
緊急雇用 創出事業	県	2,353	3,306 192	5,659	2,358	2,388 146	32	8,049
	市町等	1,336	2,350 48	3,686	1,955	1,739 61		5,641
	計	3,689	5,656 240	9,345	4,313	4,127 207	32	13,690
合計	県	2,527	3,579 194	6,106	2,611	2,669 147	32	8,749
	市町等	1,473	2,585 65	4,058	2,171	1,969 71		6,229
	計	4,000	6,164 259	10,164	4,782	4,638 218	32	14,978

※1 平成22年度の下段は、新卒未就職者の雇用人数で上段人数の内数です。

※2 平成23年度計画人数は、県は12月補正予算を含む計画人数、市町は事業計画人数です。

※3 平成24年度は、平成23年度の介護雇用プログラムによる介護福祉士資格取得コース（2年間）の雇用人数です。

### (2) 事業計画額

(単位：千円、%)

事業名	実施主体 事業区分	基金造成額 A	21年度	22年度	23年度	24年度	合計 B	事業化率 B/A
			実績額	実績額	計画額	計画額		基金残額 A-B
ふるさと 雇用再生 特別基金 事業	県	4,380,000	448,172	921,592	1,132,908		2,502,672	98.9%
	市町等		229,371	638,255	905,093		1,772,719	
	一時金支給事業			1,800	48,000		49,800	
	事務費		1,929	1,945	2,752		6,626	
	計		679,472	1,563,592	2,088,753		4,331,817	
緊急雇用 創出事業	県	16,940,000	1,973,832	3,688,172	4,220,580	112,540	9,995,124	94.1%
	市町等		950,593	2,204,424	2,609,509	5,764,526		
	求職者総合支援 センター事業		61,826	55,451	57,625	174,902		
	事務費		168	60	269	497		
	計		2,986,419	5,948,107	6,887,983	112,540	15,935,049	
合計		21,320,000	3,665,891	7,511,699	8,976,736	112,540	20,266,866	1,053,134

※1 平成23年度は計画額は、県は12月補正予算を含む予算額、市町等は事業計画額です。

※2 平成24年度は、平成23年度から実施する介護雇用プログラムによる介護福祉士資格取得コースの2年目分です。

## 2. 若者就労支援の取組状況等について

### (1) 就職面接会の開催

就職環境が厳しい状況にあることから、高校・大学等新卒者及び未就職者、U・Iターン希望者を対象として、「ふるさと就職セミナー」を4回、「合同企業説明会」を3回開催する予定です。

(23年度の進捗状況)

・ふるさと就職セミナー	参加企業数	来場者数
7月 6日 (津市)	118社	601人
8月 8日 (四日市市)	100社	455人
11月 1日 (津市)	96社	526人
11月 17日 (四日市市)	81社	417人

(予定)

・合同企業説明会	
第1回 (1月 25日)	松阪市 (松阪商工会議所)
第2回 (2月 15日)	津市 (アストホール)
第3回 (2月 29日)	四日市市 (四日市市文化会館)

### (2) 未就職卒業者等に対する就職対策

#### ①新卒未就職者地域人材育成事業

平成23年3月に県内の高等学校または大学等を卒業した者と平成20年3月以降の既卒者を対象に、早期就職を図る人材育成事業を実施しました。

- ◇ 事業期間 4月7日から9月16日までの約5ヶ月間
- ◇ 参加人数 100人
- ◇ 事業内容 県内の民間就職支援機関で雇用したうえで、ビジネスマナーなどの研修と企業における実地研修を実施

(23年度の進捗状況)

- ・修了者数 87人  
(修了しなかった者 13人 【内訳】就職決定：10人、自己都合：3人)
- ・就職者数 66人 (平成23年10月末現在)  
(採用内訳 正社員：34人、臨時：10人、パート等：16人、派遣：6人)

#### ②産業人材育成事業

安定した就労を志向しているものの、厳しい雇用情勢のなかで、就職が困難であるフリーター等の若者に対して、早期就職を図る人材育成事業を実施します。

- ◇ 事業期間 9月29日から2月10日までの約4ヶ月間
- ◇ 参加人数 75人  
対象は、概ね34歳までのフリーター等若年未就職者
- ◇ 事業内容 県内の民間就職支援機関で雇用したうえで、下記研修を実施
  - ① ビジネスマナーなどの基礎研修やパソコンなどのスキルアップ研修
  - ② 企業における実地研修

11月中にスキルアップ研修は終了しており、受入企業との調整を経て、12月中旬から実地研修に入る予定です。

### (3) 新卒者就職応援本部の取組（事務局：三重労働局）

国、県、学校、労働団体、経済団体で構成する「新卒者就職応援本部」の第1回会議が6月に開催され、平成23年3月卒業者の就職状況や平成23年度における新卒者等に対する就職支援など、関係機関において情報共有を行いました。また、会議の中で、関係機関が緊密に連携し、昨年度以上の就職内定率を目指すとした「新卒支援宣言」をとりまとめました。

なお、第2回会議は、平成24年1月に開催し、新卒者の就職内定状況や新卒者等に対する就職支援の取組状況について協議される予定です。

### (4) 新規高等学校等卒業予定者の就職・採用に関する要請

来春の新規高等学校等卒業予定者の就職について、引き続き厳しい状況が予想されるため、新規高等学校及び特別支援学校卒業予定者が希望する業種、職種へ就職できるよう、三重県教育委員会をはじめ関係機関と連携し、8月から9月にかけて各経済団体に対して、就職・採用に関する要請を行いました。

なお、平成23年10月末現在における県立高等学校（全・定）卒業予定者の就職内定率は73.9%で、前年同期に比べ、1.0ポイント上回っていますが、依然として厳しい状況にあります。

### 3. 障がい者の雇用対策の取組状況等について

#### (1) 障がい者の雇用状況

三重労働局が発表した平成23年6月1日現在の県内に本社がある56人以上規模の企業における障がい者実雇用率は、1.51%で、前年に比べ0.01ポイント改善しましたが、法定雇用率の1.8%を下回り、都道府県別では埼玉県とともに46位となっています。

なお、障がい者実雇用率制度は平成22年7月1日から改正されました。この結果、全国的に実雇用率は下がり、上昇したのは三重県を含めて4県のみでした。

#### (制度改正)

- ・週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者が、実雇用率算定の対象となる労働者数に0.5人として参入されることになりました。
- ・建設業、運送業などの一律に法定雇用率を適用することになじまない業種では、障がい者の雇用義務が軽減されていますが、この軽減の割合が縮小されました。(除外率の引き下げ)

#### (ア) 三重県の民間企業における障がい者雇用状況の推移

	法定雇用率	常用労働者数 (人) (対前年)	障がい者雇用 数(人) (対前年)	実雇用率(%)		達成企業割合(%)	
				県 (対前年)	全国 (対前年)	県 (対前年)	全国 (対前年)
平成17年	1.80%	133,606 (11,186)	1,910.0 (69.0)	1.43 (-0.03)	1.49 (0.03)	45.7 (-0.2)	42.1 (0.4)
平成18年		136,597 (2,991)	1,941.0 (31.0)	1.42 (-0.01)	1.52 (0.03)	45.3 (-0.4)	43.4 (1.3)
平成19年		148,882 (12,285)	2,111.5 (170.5)	1.42 (0.00)	1.55 (0.03)	46.5 (1.2)	43.8 (0.4)
平成20年		149,384 (502)	2,228.0 (116.5)	1.49 (0.07)	1.59 (0.04)	50.2 (3.7)	44.9 (1.1)
平成21年		147,028 (-2,356)	2,210.0 (-18.0)	1.50 (0.01)	1.63 (0.04)	48.7 (-1.5)	45.5 (0.6)
平成22年		148,343 (1,315)	2,224.5 (14.5)	1.50 (0.00)	1.68 (0.05)	49.8 (1.1)	47.0 (1.5)
平成23年		164,616.5 (16,274)	2,488.5 (264.0)	1.51 (0.01)	1.65 (-0.03)	49.4 (-0.4)	45.3 (-1.7)

(拠：三重労働局発表資料)

#### (イ) 全国と三重県の障がい者雇用状況

		平成22年	平成23年	対前年比
常用労働者数 (人)	全国	20,356,456.0	22,260,915.5	9.4%
	三重	148,343.0	164,616.5	11.0%
障がい者雇用数 (人)	全国	342,973.5	366,199.0	6.8%
	三重	2,224.5	2,488.5	11.9%

(拠：三重労働局発表資料)

## (2) 障がい者雇用への取組状況

### (ア) 事業者向けの取組

#### ① 障がい者雇用アドバイザーの配置

障がい者雇用アドバイザー2人を配置し、企業訪問を通じて、求人情報の収集、各種支援制度の啓発等を行っています。

訪問事業所数：177社

訪問事業所での求人届出件数：20件（平成23年10月末現在）

### (イ) 障がい者の人材育成

#### ① 農業分野における障がい者地域人材育成事業

野菜等の栽培を通じて、就業に関するノウハウや知識の習得を目指した人材育成を行っています。

委託団体数：1事業所

雇用者数：4人（平成23年10月末現在）

#### ② 就業のための身体障がい者地域人材育成事業

ビジネスマナーやコミュニケーション能力向上など就業に関する知識等の修得及び企業等でのインターンシップを組み合わせた人材育成を行います。

40人の身体障がい者が平成23年12月から平成24年3月までの間に研修を受ける予定です。

### (ウ) 職業能力開発

#### ① 公共職業訓練

身体障がい者を対象にOA機器操作及び会計事務を中心とした訓練を実施しています。

実施時期：平成23年4月～平成24年3月

10人の障がい者が訓練中

#### ② 障がい者委託訓練

製造業やサービス業の事業所において、清掃や農作業、調理補助等の実践的な職業能力を障がい者が身につけるための訓練を実施しています。

受講者数：38人

うち就職者数：18人（平成23年10月末現在）

#### ③ 障がい者チャレンジトレーニング事業

短期間の職場実習を通して障がい者が自らの適性を把握すること等により、障がい者委託訓練や就職につなげます。

受講者数：21人

うち就職や委託訓練等に移行した者：11人（平成23年10月末現在）



(エ) 雇用事業・その他

① 障がい者雇用モデル構築緊急雇用創出事業

企業やNPOにおいて障がい者を雇用し、障がい者を雇用する際の課題等の事例を収集し、結婚式場、食品会社など様々な業種における雇用モデル構築のノウハウを取得します。

雇用モデル採択事業所：7事業所（平成23年10月末現在）

② 農業分野における障がい者ふるさと雇用再生事業

みかん農家、野菜の水耕栽培、植木栽培等の農業分野で新規の障がい者の雇用を支援し、障がい者の雇用の場の拡大を目指しています。

委託団体数：4事業所

雇用者数：19人（平成23年10月末現在）

③ 障がい者就職面接会（三重労働局、ハローワークと共催）

就職を希望する障がい者の就職面接会を県内7ヶ所で開催しています。

	参加企業数	来場者数
11月7日（鈴鹿市）	22社	135人
11月11日（桑名市）	16社	84人
11月15日（四日市市）	25社	211人
11月18日（伊賀市）	20社	114人
11月24日（津市）	23社	100人
11月28日（伊勢市）	13社	91人

（予定）

12月13日（松阪市）



## 6 NPOの活動環境の整備について

### 1 概要

社会づくりの主要な担い手であるNPOは、東日本大震災後の復興支援等においても重要な役割を担っていますが、NPOの活動を支える社会の仕組みが整備されておらず、活動基盤の脆弱さが課題となっています。

このため、国において、NPOの活動を促進するための法改正・税制改正が行われましたが、三重県においても下記のとおり対応を進めています。

### 2 三重県特定非営利活動促進法施行条例の改正

本年6月に特定非営利活動促進法（NPO法）が、**資料1**のとおり改正され、平成24年4月1日から施行されます。法律改正の趣旨を受け、三重県特定非営利活動促進法施行条例の改正を検討しています。

#### (1) 改正概要

##### ア 趣旨規定の改正

新たに県が所管する認定NPO法人制度に関する文言を追加します。

##### イ 認証制度の規定の見直し

制度の簡素化・柔軟化、及び法人の信頼性向上のための規定を整備します。

##### ウ 認定制度・仮認定制度の規定の新設

認定申請書類の提出など諸手続を定めます。

#### (2) スケジュール

平成23年11月22日～12月22日 パブリックコメント募集

12月12日～16日 説明会の開催（県内4カ所）

平成24年2月 第1回定例会に条例改正案を提出

### 3 個人住民税の寄付金税額控除の対象となるNPO法人の条例指定の検討

本年10月に市町と地域ごと（県内6カ所）に意見交換会を開催しました。

引き続き市町と協議を行い、県と市町が連携できる制度について検討していきます。

### 4 三重県災害ボランティア支援・NPO活動促進基金（仮称）の検討

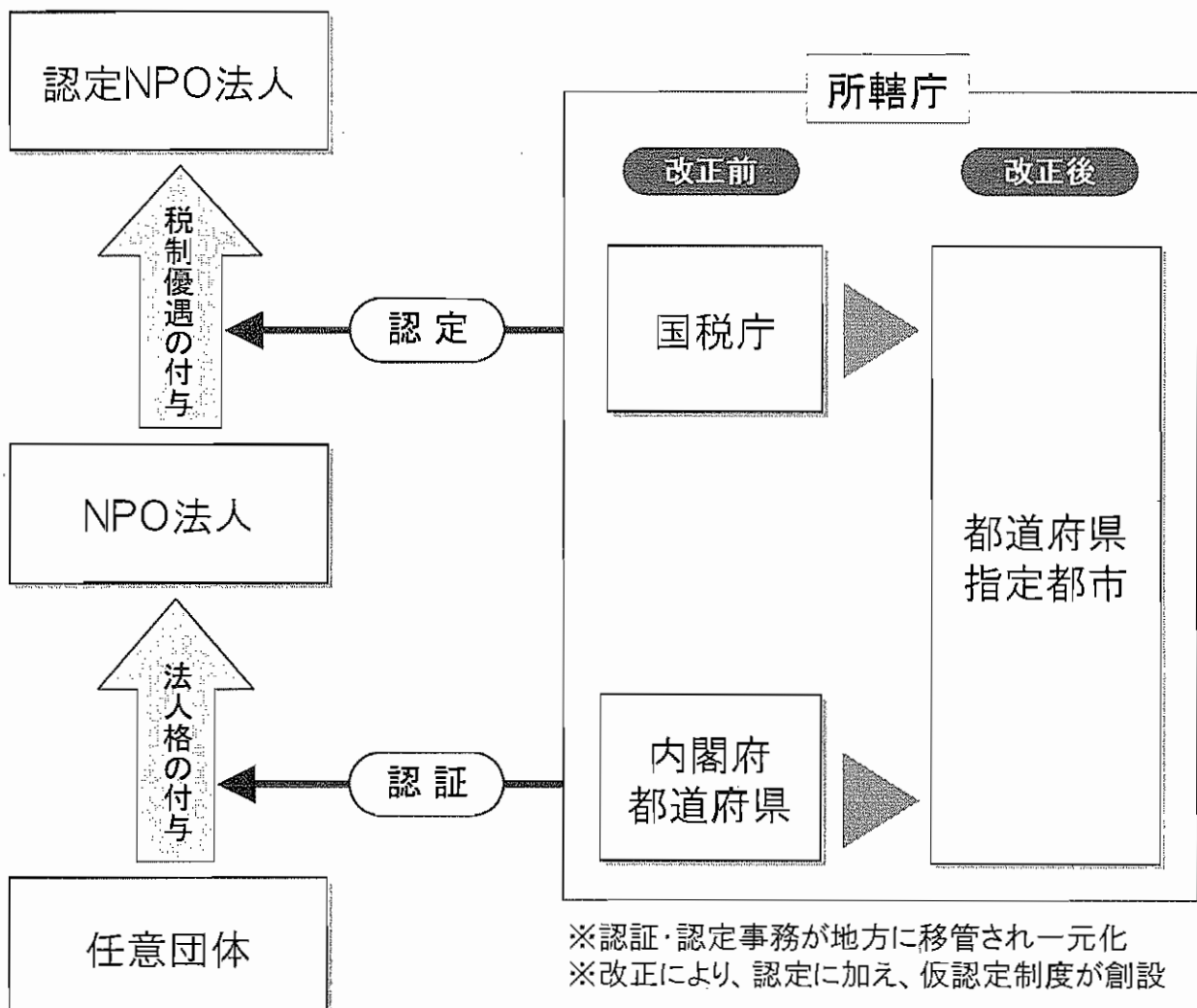
学識経験者等で構成する検討委員会において、災害ボランティア活動の効果的な支援方策等について検討し、12月5日、**資料2**のとおり報告がありました。

今後、関係部局等と調整を進めていきます。

## 特定非営利活動促進法(NPO法)の改正概要と制度の仕組み

### NPO法改正の概要

- 1 認証制度(NPO法人への法人格の付与)の見直し
  - ・ 活動分野の追加
  - ・ 手続きの簡素化、柔軟化
  - ・ 未登記法人の認証取消
  - ・ 会計の明確化
- 2 認定制度(NPO法人への税制優遇の付与)及び仮認定制度の創設
  - ・ これまでの国税庁による認定制度が廃止され、新たに都道府県等が認定する制度として創設
  - ・ 認定基準の緩和
  - ・ 認定とほぼ同様の税優遇を受けられることができる仮認定制度を創設
- 3 所轄庁の変更
  - ・ 内閣府が所轄庁となっていた法人(2以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人)を都道府県に移管



## 三重県災害ボランティア支援・NPO活動促進基金（仮称）検討委員会報告概要

東日本大震災や台風12号災害の被災地各地では、復旧・復興のための取組が盛んに行われ、災害ボランティアやNPOの活動も重要な役割を担っている。

しかし、これら活動が広く認知されるようになる一方で、活動資金等に関する環境整備は進んでいない。

そこで、災害ボランティアやNPOの活動に対する支援のあり方や活動資金等に関する環境整備のための基金創設について検討を行ったが、その検討結果を報告する。

### 1 現状と課題

- (1) 災害時には、NPOの専門性や機動力を生かしたさまざまな支援活動が不可欠であり、NPOが活動に取り組むための環境整備が必要である。
- (2) 災害ボランティアを円滑に受け入れるためには、災害ボランティアセンターを迅速に設置・運営する必要がある。
- (3) 災害時にNPOが効果的な支援活動を行うためには、平常時からのネットワーク構築が必要である。
- (4) 災害時には、平常時の社会課題がより顕在化・深刻化するため、平常時からさまざまな分野のNPOが活発に活動している必要がある。

### 2 取組方向

- (1) 災害時に発生する多様なニーズに迅速かつ継続的に対応するため、さまざまな分野のNPOと平常時から協定を結び、連携・活動支援する。
- (2) 災害時に設置する「みえ災害ボランティア支援センター」が、安定した活動基盤をもち支援活動を展開することで、県内各地域の災害ボランティアセンターに対して、人材・物資・情報などの後方支援を行う。
- (3) 災害ボランティア受入訓練や研修会を通じて、平常時から、広域的でさまざまな主体によって形成されるネットワークを構築し、発展させていく。
- (4) NPOとさまざまな主体が連携・協働して多様な社会課題の解決に取り組む活動を発展させていく。

### 3 基金の設置

災害に備えて必要な資金を確保しておくとともに、平常時のネットワーク構築やNPOによる社会課題解決の取組を継続的に進めるため、県に基金を設置し、災害ボランティア活動支援とNPO活動促進の二つの目的を、相互に関連させながら達成していく必要がある。



## 7 「第2次三重県男女共同参画基本計画 第一次実施計画」の策定について

### 1 趣旨

平成23年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」を着実に推進するため、「第2次三重県男女共同参画基本計画 第一次実施計画」（以下「第一次実施計画」という。）を策定します。

### 2 概要

#### (1) 計画期間

平成24（2012）年度から平成27（2015）年度までの4年間

#### (2) 計画内容

① 「第2次三重県男女共同参画基本計画」における「計画の重点事項」、三重県男女共同参画審議会による男女共同参画施策の評価および知事への提言などをふまえ、実施計画期間中に特に取り組むべき事項を明示します。

② 「第2次三重県男女共同参画基本計画」で示した基本施策ごとの「めざす姿」や「施策の方向等」に沿って、取組方針と目標を明らかにするとともに、具体的な事業等を掲げ、推進していきます。

#### ③ 構成

##### ○第1章 第一次実施計画の策定にあたって

- ・ 第一次実施計画策定の趣旨
- ・ 実施計画の期間
- ・ 実施計画期間中に特に取り組むべき事項

##### ○第2章 施策の方向、施策及び実施事業

各基本施策について、以下の内容を明記します。

- ・ これまでの取組の総括と課題
- ・ 第一次実施計画における取組方針
- ・ 第一次実施計画における基本施策の指標
- ・ 「施策の方向」ごとの目標および具体的事業

##### ○第3章 計画の推進

施策を総合的に推進する方策として、庁内推進組織の活用、県民・NPO・教育機関等との連携、市町との協働等について、明記します。

### 3 今後の策定スケジュール

平成 24 年 1 月：三重県男女共同参画審議会へ報告（中間案）

平成 24 年 3 月：平成 24 年第 1 回定例会において報告（最終案）

#### （参考）「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」における「計画の重点事項」

- ・「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度」の目標をめざした取組の推進
- ・女性の就労をはじめとする社会参画への支援
- ・男女共同参画に関する理解の促進（特に男性や子どもの理解促進）
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と企業等における男女共同参画の推進
- ・地域づくり、防災等の地域活動における男女共同参画の推進
- ・ひとり親世帯等の生活上の困難に直面する男女への支援
- ・性別に基づく暴力等を許さない意識の普及と被害者保護・支援体制の充実

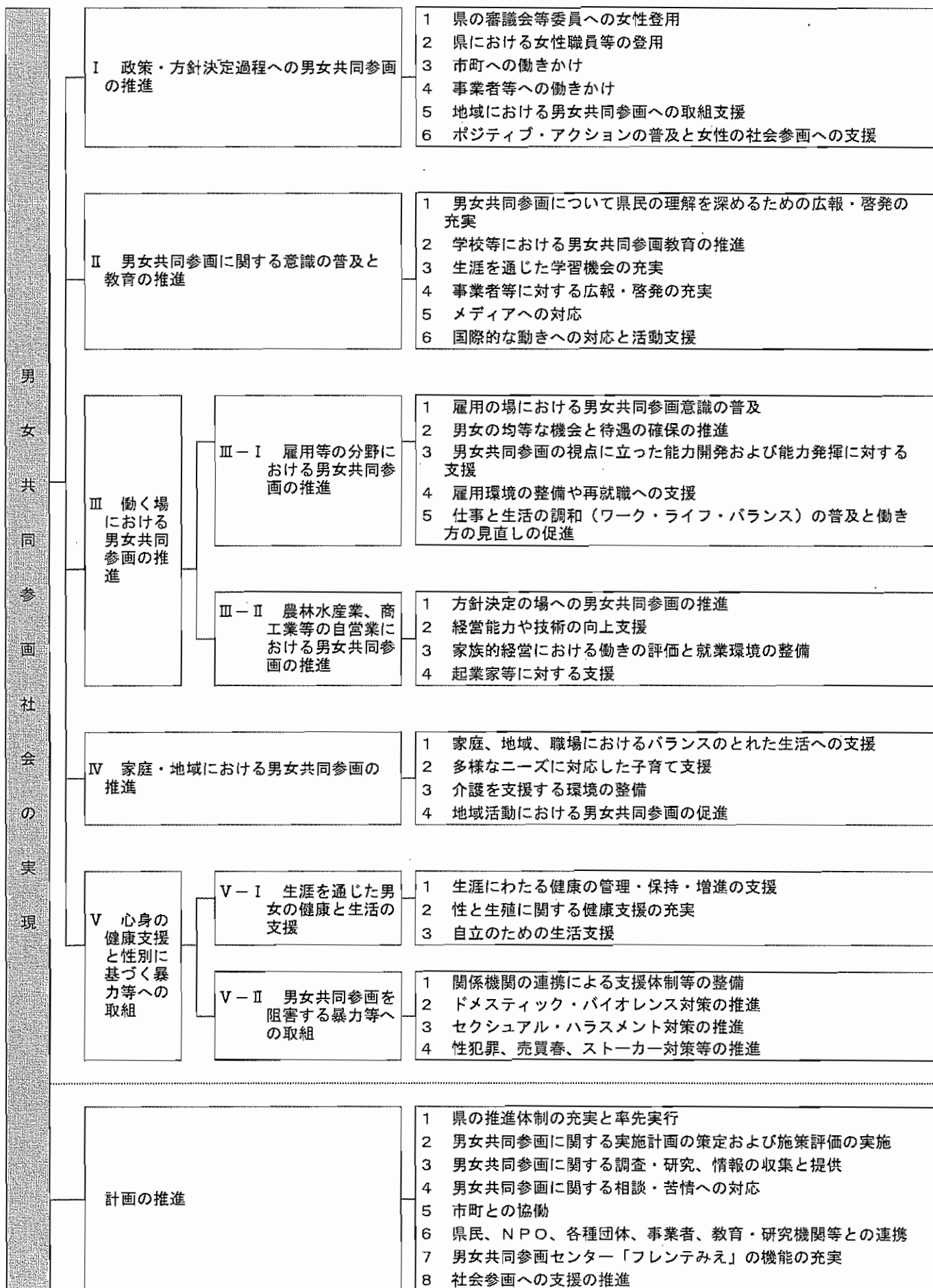


## 第2次三重県男女共同参画基本計画の体系

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)





## 8 史跡齋宮跡の東部整備について

### 1 経緯

史跡齋宮跡は、伊勢神宮に仕える齋王の宮殿と役所が置かれた他に類を見ない史跡であり、これまで史跡全体を博物館と考えるサイトミュージアム（史跡博物館）として位置づけ、地域住民の理解と協力のもと発掘調査、施設整備等を行うとともに、その保存、継承及び活用に努めてきました。

- ・昭和54年3月27日：国史跡指定
- ・平成元年度：齋宮歴史博物館開館「知の拠点」
- ・平成7年度：史跡齋宮跡整備基本構想策定
- ・平成11年度：いつきのみや歴史体験館開館「雅（みやび）の拠点」
- ・平成19～21年度：東部地区の集中的発掘調査
- ・平成21年度：史跡齋宮跡東部整備基本計画書策定
- ・平成22～27年度：史跡齋宮跡東部整備事業「蘇（よみがえり）の拠点」

### 2 史跡齋宮跡東部整備の概要

#### (1) 基本計画の概要

整備予定地の東部地区は、齋宮の中核的役割を担っていたことが3年間の集中的発掘調査で解明されたことから、当時の建物や道路を復元するなど、より齋宮らしさを体感できるような整備を行います。

また、齋宮の歴史が学習できる齋宮歴史博物館や平安時代の生活体験ができるいつきのみや歴史体験館等とともに一体的に活用することで、史跡齋宮跡の魅力をより向上させていきます。

- ・3棟の掘立柱建物の復元
- ・区画道路の復元
- ・古代伊勢道の復元

#### (2) 文化庁との協議

史跡内の整備等にあたっては、文化庁の現状変更許可が必要であり、昨年から東部整備基本計画を進めるための協議を行っています。特に、整備計画の中に歴史的建造物の復元が含まれる場合には、別途有識者で構成する復元検討委員会で、その規模・意匠・構造・形式などについて、十分な裏付けがあるかどうかの調査・審議を経る必要があります。

現在、委員会から様々な技術的指導を受けているところであり、今年度内には復元建物の審議が終了し、現状変更許可申請を提出する予定です。

### (3) 史跡全体の利活用

史跡齋宮跡をサイトミュージアムとして効果的に活用するためには、3つの拠点それぞれの機能だけでなく相互に連携させた取組を行う必要があり、史跡齋宮跡への来訪者増につながる具体的な取組について、明和町、関係団体及び地域住民の方々とも十分意見交換しながら検討していきます。

### 3 明和町の史跡齋宮跡を核としたまちづくり

地元明和町では、東部整備にあわせ「史跡齋宮跡を核とした町の活性化方針」を平成21年度に策定するとともに、現在、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」の策定を進めており、その中で史跡齋宮跡を重点地区として位置づけ、地域住民や史跡齋宮跡・伊勢街道まちづくり会などのボランティア団体等と連携し、魅力ある地域づくりを行うこととしています。

また明和町では、東部地区の隣接地に住民や観光客が集える交流施設の整備を検討することとしています。

### 4 主な事業内容（事業費：国1/2 県1/2）

#### (1) 平成23年度（事業費：93,093千円）

- ・盛土・道路舗装等の造成工事
- ・整備に伴う補足的な発掘調査

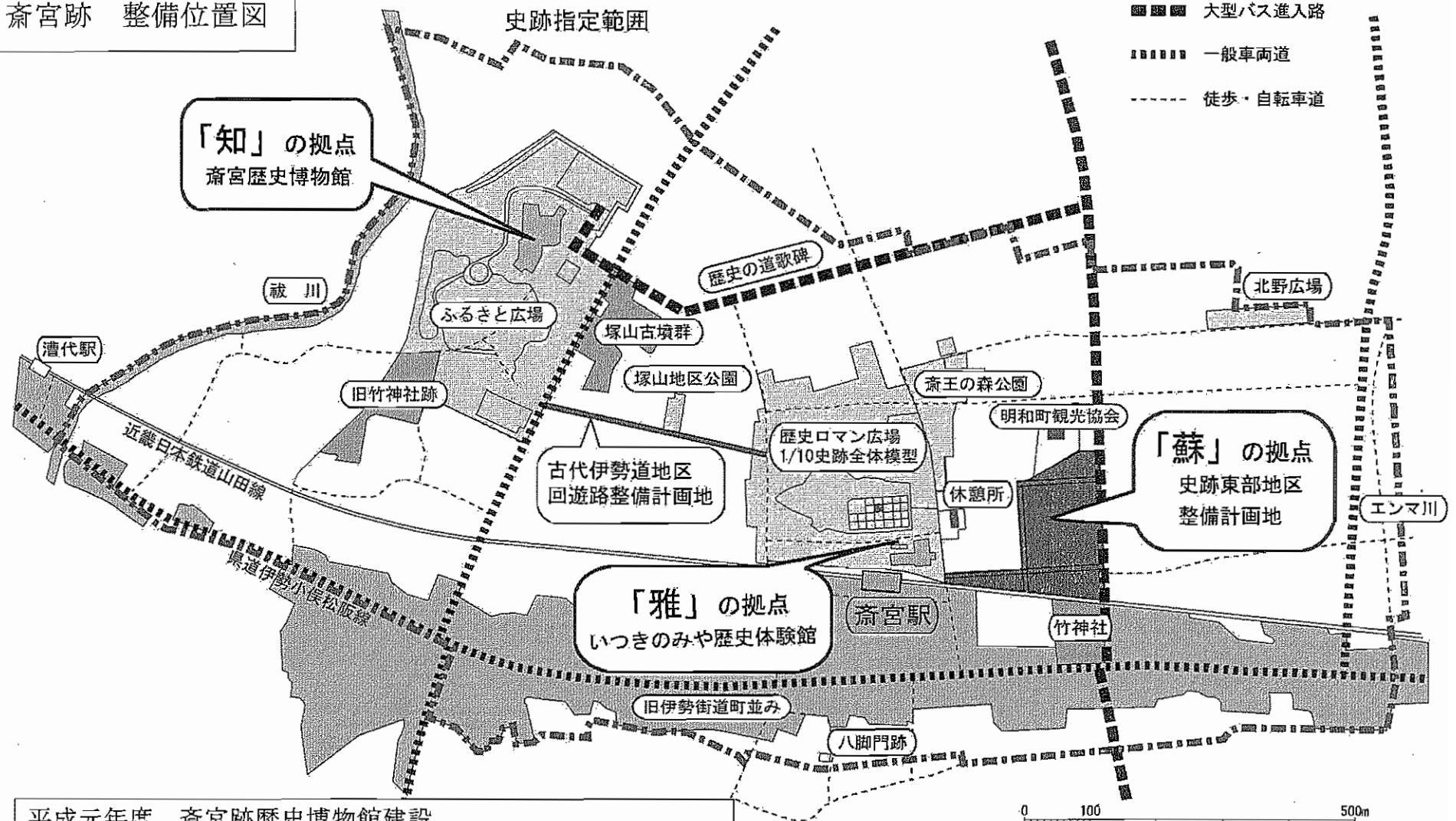
#### (2) 平成24年度（事業費：117,282千円）

- ・3棟の復元建物の実施設計
- ・法面工等の基盤整備

### 5 整備スケジュール

作業の種類		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
史跡	発掘調査	←—————→								
	基本計画									
整備	実施設計			↔	←→	←→	←→	←→	←→	
	基盤整備等				基盤整備	←→	←→	←→	←→	←→
	復元建物							←→	←→	
	古代伊勢道整備									←→
	整備報告書刊行 看板類									↔
備考				指定30年				式年遷宮		

齋宮跡 整備位置図



平成元年度 齋宮跡歴史博物館建設  
 平成6年度 博物館南側ふるさと広場整備  
 平成8～13年度 いつきのみや歴史体験館  
 1/10史跡全体模型を含む歴史ロマン広場整備

52

史跡齋宮跡 柳原区画 事業計画図

史跡齋宮跡 東部整備計画図 (対象面積約 27,500 m<sup>2</sup>)  
柳原区画の南北の長さ約 120m、区画道路幅約 12m

いつきのみや  
歴史体験館

国史跡齋宮跡  
無料休憩所

観光協会

柳原区画

井戸

復元建物

復元建物

西脇殿  
(S81080)

正殿  
(S89800)

復元建物

東脇殿  
(S89003)

井戸

区画道路

内院

近鉄線

齋宮駅



## 9 審議会等の審議状況について

(平成23年9月14日～平成23年11月21日)

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成23年11月2日
3 委員	会 長 浅尾 光弘 会長職務代理 寺川 史朗 委 員 安田 千代 他2名
4 諮問事項	精神保健福祉法の通報等に関する保有個人情報の開示等について
5 調査審議結果	精神保健福祉法の通報等に関する保有個人情報の開示等について協議が行われました。
6 備考	次回開催日：平成24年1月20日 今後の予定：不服申立事案等の諮問に応じて開催します。

1 審議会等の名称	三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成23年10月17日、10月20日
3 委員	委員長 仲 律子 委 員 杉井ひろ子 他3名
4 諮問事項	三重県交通安全研修センターに係る指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	指定管理者の指定を受けようとするものから提出された事業計画書等が審査され、三重県交通安全研修センターに係る指定管理候補者の選定を行いました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	みえ県民交流センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成23年10月13日、10月20日
3 委員	委 員 長 石阪 督規 委員長職務代理 アーナンダ・クマーラ 委 員 加藤 恭子 他2名
4 諮問事項	みえ県民交流センターに係る指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	指定管理者の指定を受けようとするものから提出された事業計画書等が審査され、みえ県民交流センターに係る指定管理候補者の選定を行いました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：未定